

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成28年2月4日（平成28年（行情）諮問第69号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第801号）

事件名：平成27年度安全保障技術研究推進制度の研究課題申請書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる4文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月9日付け装官総第852号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求し不開示とした部分について、不開示とする理由が合理的でないため、不開示部分の決定を取消し、すべてを開示すること。

（1）「④申請額」

補助金に対する申請額であり、これを商議金額とするのは、補助金申請の根幹を揺るがすもので、申請額には価格交渉を行う余地を想定していないはずである。

（2）「⑥経理事務担当者の氏名及びメールアドレス」及び「⑦研究実施者リストのうち分担研究機関名、代表者名、所属・役職及び連絡先」

研究代表者に関しては、ホームページで公表（公衆送信）までしており、申請書に記載されている経理事務担当者や分担研究機関名等が個人情報にあたるとの決定は、極めて不自然である。本研究への申請は組織として一体として行っているもので、経理事務担当者も研究代表者と一体である。また、分担研究機関についても、研究代表機関と一体となり研究を推進する者であり、個人として参加するのではなく、代表者の所属する組織となんら変わるものでなく、同等に扱うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、「平成27年度安全保障技術研究推進制度のすべての大学からの申請書類」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条の規定を適用し、平成28年2月29日まで開示決定等の期限を延長した上で、法9条2項の規定に基づき、平成27年10月9日付け装官総第852号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対し同年11月5日付けで異議申立てがされたものである。

(2) 法5条の該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求し不開示とした部分について、不開示とする理由が合理的でないため、すべてを開示すること。」を主張し、原処分の取消しを求める。

ア 申請額について、異議申立人は当該制度が「補助金」であって、申請額には価格交渉を行う余地を想定していないはずだと主張しているが、まず、本制度は審査で選ばれた契約相手方に研究を「委託」するものであり、補助金制度ではない。また、本制度においては、採択決定後、改めて官側が研究実施計画の精査を行い、官側と契約相手方が合意した内容及び金額で委託契約が行われるため、一般的に、申請額と契約額は異なる。このように、異議申立人の主張には誤認がある。

イ 経理事務担当者の氏名及びメールアドレス、また研究実施者リストのうち分担研究機関の代表者名、研究実施者名、所属・役職及び連絡先について、異議申立人は、研究代表者に関してホームページで公表（公衆送信）しているにも関わらず、これらの情報が個人情報にあたるかの決定が不自然であると主張している。本制度においては、公募要領において、採択された場合、課題名、課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関をホームページ等で公表する旨、記載している。そのため、研究代表者の氏名等については、個人に関する情報ではあるものの、法5条1号イに示される、規定により公にすることが予定されている情報として開示対象としている。これに対し、経理事務担当者、及び研究代表者以外の研究実施者に関する個人情報については、公表に関して公募要領等に特段の記載をしていないことから、別途法の定めがある場合を除き、個人に関する情報として不開示対象となる。こ

のように、異議申立人の主張には誤認がある。

ウ なお、本件異議申立てを受け不開示部分について精査した結果、以下の部分については、原処分を変更し開示することとし、平成28年2月2日付け装官総第1452号により、一部開示決定を行った。

(ア) 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（平成27年8月4日）研究テーマ：「複合材料接着部の信頼性向上」の⑦研究実施者リストのうち、研究実施機関名の2段目の分担研究機関名

(イ) 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（平成27年8月6日）研究テーマ：「合成開口レーダーの飛躍的な高性能化」の⑦研究実施者リストのうち、2段目の研究実施機関名、及び当該研究実施機関に所属する研究実施者の所属・役職

(ウ) 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（平成27年8月7日）研究テーマ：「ナノファイバーによる素材の高機能化」の⑥経理事務担当者の氏名及び役職、並びに⑦研究実施者リストのうち、2段目の氏名及び所属・役職及び連絡先

(エ) 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（平成27年8月10日）研究テーマ：「野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術」の⑥経理事務担当者の氏名及び役職、並びに⑦研究実施者リストのうち、2段目の氏名及び所属・役職及び連絡先、及び3段目の氏名及び所属・役職及び電話番号を除く連絡先

エ 以上のことから、原処分を変更し開示した部分以外については、異議申立人の主張には理由がなく、これを維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

不開示とした部分のうち、「(3) 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（平成27年8月7日）研究テーマ：ナノファイバーによる素材の高機能化（様式1-1）」及び「(4) 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（平成27年8月10日）研究テーマ：野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術（様式1-1）」の申請額については、国公立大学は法5条1号ハに定める独立行政法人等であるため同条2号イに該当するとしたことは不適切であったが、当該部分は、商議金額に関する情報であり、これを公にすることにより、法人がどのような金額で価格交渉等を行おうとしていたかが明らかとなり、委託先大学の契約に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、同条6号ロに該当することから、不開示とすべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成28年2月4日 諮問の受理

- | | |
|-------------|-----------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月16日 | 審議 |
| ④ 同年3月1日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年3月1日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同月2日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省が掲げた研究テーマに対して、広く外部からの技術提案を募り、優れた提案に対して研究を委託する安全保障技術研究推進制度（以下「本件制度」という。）の応募に係る申請書であり、処分庁は、その一部（別紙2に掲げる部分）を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人が原処分を取り消して全部開示すべきであるとして異議申立てをしたところ、諮問庁（処分庁）は、当初の不開示部分の一部を新たに開示とする変更決定を行った上で、当該部分以外の部分（別紙3に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）については、法5条6号口の不開示理由を追加した上で原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別紙3の番号1に掲げる部分について

当該部分には、本件制度の申請に係る研究費用の申請額が記載されていることが認められる。

当該部分のうち文書1及び文書2に係る部分は、これを公にすると、当該法人が、申請時において当該金額により価格交渉をしようとしていたものと受け取られ、これによって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、文書3及び文書4に係る部分は、国立大学法人に係る情報であり、これを公にすると、当該法人が、申請時において当該金額により価格交渉をしようとしていたものと受け取られ、これによって当該法人の契約に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

（2）別紙3の番号2及び番号3に掲げる部分について

当該部分には、本件制度の申請を行った研究機関の経理事務担当者の氏名及びメールアドレス並びに当該申請に係る研究実施者のうちの一部

の者の氏名，役職等，電話番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，本件制度の公募要領において，採択された研究については，研究課題名等のほか，研究代表者の氏名と所属機関名を公表する旨記載されているものの，その他の情報については公表することは予定していないとのことであり，また，当審査会事務局職員をして当該部分に記載されている者の属する機関のホームページ等を確認させたところ，当該部分の情報の公表は確認できなかったことから，当該部分は，法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに，当該部分は，個人識別部分であり法6条2項による部分開示の余地もないので，不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号及び2号イに該当ずるとして不開示とした決定については，諮問庁が同条1号，2号イ及び6号ロに該当ずるとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条1号，2号イ及び6号ロに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (平成 27 年 8 月 4 日)
研究テーマ: 複合材料接着部の信頼性向上 (1 枚目 (様式 1-1) のみ)

文書 2 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (平成 27 年 8 月 6 日)
研究テーマ: 合成開口レーダーの飛躍的な高性能化 (1 枚目 (様式 1-1) のみ)

文書 3 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (平成 27 年 8 月 7 日)
研究テーマ: ナノファイバーによる素材の高機能化 (1 枚目 (様式 1-1) のみ)

文書 4 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (平成 27 年 8 月 10 日)
研究テーマ: 野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術 (1 枚目及び 2 枚目 (様式 1-1) のみ)

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	④申請額	商議金額に関する情報であり、これを公にすることにより、法人がどのような金額で価格交渉等を行おうとしていたかが明らかとなり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当する。
	文書 2		
	文書 3		
	文書 4		
2	文書 1	⑥経理事務担当者の氏名及びメールアドレス	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当する。
	文書 2		
	文書 3	⑥経理事務担当者の氏名及び所属のうちの役職	
	文書 4		
3	文書 1	⑦研究実施者リストのうち分担研究機関名、代表者名、所属・役職及び連絡先	研究代表者の所属する研究機関以外の研究機関名は法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当する。
	文書 2	⑦研究実施者リストのうち研究代表者以外の研究実施機関名、研究実施者氏名、所属・役職及び連絡先	
	文書 3	⑦研究実施者リストのうち研究代表者以外の研究実施者氏名、所属・役職及び連絡先	また、研究代表者以外の研究実施者の氏名、所属・役職及び連絡先は、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別できることから、法 5 条 1 号に該当する。
	文書 4		

別紙 3 (本件不開示維持部分)

番号	文書	不開示とした部分
1	文書 1	④申請額
	文書 2	
	文書 3	
	文書 4	
2	文書 1	⑥経理事務担当者の氏名及びメールアドレス
	文書 2	
3	文書 1	⑦研究実施者リストのうち、2 段目の代表者名，所属・役職及び連絡先
	文書 2	⑦研究実施者リストのうち、2 段目ないし 5 段目の研究実施者氏名及び連絡先
	文書 4	⑦研究実施者リストのうち、4 段目ないし 8 段目の研究実施者氏名，所属・役職及び連絡先並びに 3 段目の研究実施者連絡先のうち電話番号